通達区分	一般通達
有効期限	5年(令和12年3月31日まで)

県本部各部課長
県下各警察署長　殿

宮本留第142号
令和7年3月7日
宮城県警察本部長

被留置者の留置に関する訓令の留意事項について（通達）

被留置者の留置に関する訓令（平成３年宮城県警察本部訓令第13号。以下「留置訓令」という。）の運用上の留意事項については、「被留置者の留置に関する訓令の留意事項について（通達）」（令和６年３月21日付け宮本留第326号、以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、現金の保管方法等を見直し、令和７年３月21日から実施することとしたので、下記事項に留意し、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1　総則（第１章関係）

⑴　管理及び留置主任官の職務代行者（第３条及び第７条関係）

ア　留置主任官は、被留置者の処遇及び留置施設の管理の全般について、署長に対して一時的責任を負うものであり、その事務処理に当たっては、署長の指揮を受けて、取扱いの万全を期すこと。

イ　職務代行者の運用は、留置主任官が休暇、出張、入校、庁舎外の会議出席等で不在の場合とし、一時的に席を離れる場合又は管内の交番及び駐在所の巡視等で連絡が取れ、かつ、速やかに帰署できる場合は除くものとする。

⑵　実地監査（第４条関係）

ア　実地監査の計画の策定

実地監査の計画は、重点項目、実施時期及び実施方法のほか、次の項目について定める。

(ｱ)　実地監査の対象となる警察署

(ｲ)　各留置施設の実地監査を行う監査官

イ　対象となる警察署

(ｱ)　実地監査は、各警察署の留置施設について、年１回以上実施する。

(ｲ)　実地監査の実施時期は、月単位又は四半期単位で指定する。

ウ　監査官

監査官は、原則として総務部留置管理課長とする。ただし、総務部留置管理課長が不在の場合は、総務部留置管理課に属する警部以上の階級にある警察官とする。

エ　実施要領

(ｱ) 実地監査は、実地監査の計画に定められた重点項目に沿って、次の事項に関して行う。

a 留置施設の管理運営状況

b 被留置者の処遇状況

c 護送業務の実施状況

d その他留置業務に関する事項

(ｲ) 監査官は、必要があると認めるときは、留置施設の留置担当官に対し説明若しくは資料の提供を求め、又は被留置者から事情を聴取することができる。

オ 実地監査結果の報告

監査官は、実地監査結果を速やかに警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するとともに、報告を受けた本部長は、宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）にその実施状況等を報告するものとする。

カ その他

(ｱ) 実地監査は、監察の機会に併せて実施することができるものとする。

(ｲ) 巡回指導は、随時行うものとする。

(3) 意見聴取（第５条関係）

意見聴取は、特別な機関を設けないこととするが、検察庁、裁判所、入国管理局等関係機関との協議の場を通じて積極的に意見を聴かなければならない。

(4) 参観（第６条関係）

留置施設の参観を許可することができる「相当と認めるとき」とは、次のとおりである。

ア 刑法学、刑事学等の研究を目的とする場合

イ 留置施設に関係する法令及び予算の審議の参考とする場合

ウ 警察施設を参観させることにより、留置施設の運営状況について理解を得られると認められる場合

エ その他署長が相当と認める場合

(5) 当直主任の責任及び事務引継（第８条関係）

警察署の当直主任は、留置主任官に代わって被留置者の処遇及び留置施設の管理を行うものであり、その事務処理に当たっては、署長の指揮を受けて、取扱いの万全を期すこと。

(6) 留置主任官の指示（第９条関係）

留置主任官は、取調べ等のため、被留置者を留置施設から出場させる場合は、当該被留置者に係る事件の捜査主任官と緊密な連絡を保持するとともに、取調べ官等直接当該被留置者を取り扱う者に対し被留置者の処遇及び事故防止に必要な事項や被留置者を出場後、他の捜査員に引き渡さないことなど具体的な指示を行い、被留置者の適正処遇の確保及び事故防止の徹底を期すこと。

なお、引き当たり捜査を行うために出場させる場合は、護送員と捜査員との任務分担を明確に付与するなど留置と捜査の分離の趣旨に反することのないように

配意するとともに、当該被留置者の性別、年齢及び心理状態に応じた適切な指示を行うこと。

(7) 留置施設内への持込み禁止物件等（第９条の２関係）

ア 被留置者に危険物を確認させる際は、必要に応じて面会室を使用するなど各種事故防止に配意しなければならない。

イ 留置管理業務で使用するために留置施設に持ち込むタブレット端末や翻訳機器は、宮城県警察において配分及び管理するものに限るものとし、管理対象情報の取扱い、約款による外部サービスの取扱い等に注意しなければならない。

ウ 留置施設内に情報処理端末又は警察電話を設置する場合は、休憩室等看守者席以外の場所を指定し、かつ、警察部外との通信機能のないもの（局線への発信が規制された警察電話等）とする。

エ 留置施設内で勤務する留置担当官等の携帯電話の保管管理は、次に掲げるとおりとする。

(ｱ) 携帯電話を保管する場所として、留置主任官等が常駐する執務室や当直室等の施錠設備がある保管庫を指定すること。

(ｲ) 留置担当官等は、留置施設内での勤務に就く前に、留置主任官等の立会いの下、所持している携帯電話の台数を申告の上、全ての携帯電話を指定された保管庫に保管すること。

(ｳ) 保管庫の鍵は、留置主任官又は当直主任が保管し、組織的に管理すること。

(ｴ) 休日における前記(ｲ)に規定する保管時の立会いについては、当直主任が行うこと。

(8) 留置担当官の任用等（第10条関係）

ア 留置担当官の任用に当たっては、被任用者の性質、素行及び健康状態のほか、将来他の専務部門に登用し得る資質等を十分検討し、既に専務部門に登用されている留置管理部門未経験者も含め、真に適格性を有する者を任用すること。

イ 留置担当官の任用期間は、おおむね２年とし、１年以上勤務した者の配置換えに際しては、他の専務部門に登用するなど士気の高揚を図ること。

ウ 留置管理業務補勤者は、留置管理業務及び護送業務の適正な運営に必要な体制が確保できる人員とすること。

エ 女性被留置者の身体検査や護送時における戒護員となることから、女性警察官を積極的に留置管理業務補勤者に指名すること。

(9) 職員に対する教養（第11条関係）

ア 署長は、留置管理業務に対する理解を深めるため、職員に対し、被留置者の適正な処遇、勤務要領、事故防止等について、各種会議、研修会等を活用して計画的な教養を実施すること。特に、人事異動後、新たに留置管理業務に就く職員に対しては、速やかに教養を実施すること。また、当直主任は、当直時、留置主任官の職務を代行するものであることから、当直勤務員を含めた教養にも配意すること。

イ　署長は、留置管理業務補勤者及び留置管理業務補助者の実務能力の向上を図るため、随時、留置実務に直結する各種会議、研修会、実践塾等を開催するとともに、手錠及び腰縄の適正な施用やベルト手錠、拘束衣等の施用は、留置担当官のみならず、他の警察官も施用できるよう、実技訓練を取り入れるなど効果的な教養に配意すること。

⑽　入出時の基本（第12条関係）

[redacted]

イ　女性被留置者を男性留置担当官が扱う場合は、無用のトラブルを避けるため、必ず複数で扱うこと。

⑾　簿冊等の備付け（第14条関係）

署長は、被留置者の留置に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第11号）第５条各号に規定する簿冊のうち、次に掲げるものについて決裁するものとし、その他については、原則として留置主任官以上の職にある者による専決とする。

ア　第１号　被留置者名簿（ただし、「Ⅴ　動静、処遇等に関する申出」については問題被留置者及び特別要注意者に係るものに限る。）

イ　第４号　被留置者反則行為措置簿

ウ　第６号　被留置者戒具使用・保護室収容簿

エ　第９号　看守勤務日誌

２　留置（第２章関係）

⑴　留置施設以外の留置（第15条関係）

「被逮捕者を留置施設以外の場所に留置しようとする場合」とは、被疑者の大量検挙等により警察署の道場等の施設に留置する必要が生じた場合をいう。

⑵　留置手続（第16条関係）

ア　留置担当官は、新たに留置しようとする者について、留置主任官の指揮を受け、被留置者名簿に必要事項が記載されていることを確認した後、捜査主任官から身柄の引渡しを受けること。

イ　留置担当官は、留置主任官を通じ、捜査主任官から被留置者の健康状態等処遇上参考となる事項を聴取するほか、身体検査実施時には、必ず被留置者から健康状態等について聴取し、その結果を被留置者名簿に確実に記載するとともに、措置が必要な場合は留置主任官へ報告し、指揮を受けること。

⑶　特異な動静を有する被留置者の処遇（第17条関係）

ア　特別要注意者への指定

特別要注意者への指定は、逮捕時の状況、犯罪の重大性、社会的反響、本人の犯罪経歴、留置情報照会結果、言動等を総合的に検討し、次のとおり行うこと。

(ｱ) 署長は、総務部留置管理課長に、特別要注意者に明らかに該当する者のほか、その兆候がある者及びその時点において兆候は見られないものの犯罪の態様等から動静の変化を注視すべき者について、その状況及び措置の方針を報告すること。

(ｲ) 総務部留置管理課長は、必要に応じ、署長に追加的な報告を求めるなどして、特別要注意者への指定の該当性の有無、措置の内容、処遇上留意すべき事項等を署長に指示すること。

(ｳ) 署長は、総務部留置管理課長の指示に基づき、特別要注意者への指定の有無及び具体的措置を決定すること。

イ 特別要注意者に指定した後は、次のとおり対応すること。

(ｱ) 署長

a 特別要注意者の動静及び措置の状況については、巡視、簿冊の決裁その他の方法により随時確認するとともに、点検を行うこと。

b 特別要注意者の言動等については、留置担当官にきめ細かく報告させ、その内容を総務部留置管理課長に随時報告すること。

(ｲ) 留置主任官

a 留置担当官に対して、署長が決定した措置を指示し、確実に実施させること。

b 署長に対して、被留置者の動静や措置の状況等について、適時適切に報告すること。

c 当直主任に対して、特別要注意者への指定、措置等の情報について、確実な引継ぎを実施すること。

(ｳ) 留置担当官

a 特別要注意者に対する措置を確実に実施すること。

b 特別要注意者の言動を過不足なく記録し、署長に報告すること。

c 他の留置担当官に対して、詳細かつ確実な引継ぎを実施すること。

(ｴ) 総務部留置管理課長

署長と連携し、特別要注意者の状況を継続的かつ積極的に確認するほか、署長からの特別要注意者の言動等に関する報告を受けた都度、適切に指示を行うこと。

ウ 特別要注意者の指定の解除等

(ｱ) 署長は、指定の解除又は措置内容（戒具の使用等に係るものを含む。ウにおいて同じ。）の追加若しくは変更をしようとする場合は、事前に、総務部留置管理課長に報告すること。

(ｲ) 総務部留置管理課長は、必要に応じ、署長に追加的な報告を求めるなどして、指定の解除、措置内容の追加又は変更等を指示すること。

(ｳ) 署長は、総務部留置管理課長の指示に基づき、特別要注意者への指定の解除、措置内容の追加又は変更等を決定すること。

エ 特別要注意者に係る緊急の場合の措置

(ｱ) 署長は、[redacted]又は戒具の使用及び保護室への収容等直ちに必要な措置を執る緊急性がある場合は、特別要注意者への指定及び措置を実施後、速やかに、その旨を総務部留置管理課長に報告すること。

(ｲ) 総務部留置管理課長は、署長が執った措置の内容を確認し、措置の内容が不適切である場合等は、適切な措置を指示すること。

オ 問題被留置者への指定

(ｱ) 問題被留置者とは、具体的には次に掲げるような行為を行う者である。

a 不当要求行為

b 喧噪（けんそう）・粗暴行為

c 施設や物品を損壊する行為

d 遅延行為

e 不作為行為

f 身体検査拒否

g その他留置施設の規律及び秩序の維持に支障を及ぼす行為

(ｲ) 署長は、総務部留置管理課長に、問題被留置者に明らかに該当する者のほか、その兆候がある者（留置担当官に反抗的な態度を示す者を含む。）及び犯罪の態様、経歴等から問題被留置者に該当するおそれがある者について、その状況及び措置の方針を報告すること。

(ｳ) 総務部留置管理課長は、必要に応じ、署長に追加的な報告を求めるなどして、問題被留置者への指定の該当性の有無、措置の内容、処遇上留意すべき事項等を署長に指示すること。

(ｴ) 署長は、総務部留置管理課長の指示に基づき、問題被留置者への指定の有無及び具体的措置を決定すること。

カ 問題被留置者への指定後の対応

(ｱ) 署長

a 問題被留置者の動静及び措置の状況については、巡視、簿冊の決裁その他の方法により随時確認するとともに、点検を行うこと。

b 問題被留置者の言動等については、留置担当官にきめ細かく報告させ、その内容を総務部留置管理課長へ随時報告すること。

(ｲ) 留置主任官

a 留置担当官に対して、組織的な対応の徹底を指示するなどして確実に実施をさせること。

b 署長に対して、被留置者の動静、措置の状況等について、適時適切に報告すること。

c 当直主任に対して、問題被留置者への指定、措置等の情報について、確実な引継ぎを実施すること。

(ｳ) 留置担当官

a 問題被留置者に対する組織的な対応を確実に実施すること。

b　問題被留置者の言動を過不足なく記録し、署長に報告すること。

c　他の留置担当官に対して、詳細かつ確実な引継ぎを実施し、処遇を統一すること。

(ｴ)　総務部留置管理課長

総務部留置管理課長は、署長と連携し、問題被留置者の状況を継続的かつ積極的に確認するほか、署長からの問題被留置者の言動等に関する報告を受けた都度、適切に指示を行うこと。

キ　問題被留置者の指定の解除

(ｱ)　署長は、指定の解除又は措置内容（戒具に使用等に係るものを含む。キにおいて同じ。）の追加若しくは変更をしようとする場合は、事前に、総務部留置管理課長に報告すること。

(ｲ)　総務部留置管理課長は、必要に応じ、署長に追加的な報告を求めるなどして、指定の解除、措置内容の追加又は変更等を指示すること。

(ｳ)　署長は、総務部留置管理課長の指示に基づき、問題被留置者への指定の解除、措置内容の追加又は変更等を決定すること。

ク　問題被留置者に係る緊急の場合の措置

(ｱ) 署長は、刑罰法令違反がある場合の現行犯逮捕、戒具の使用及び保護室への収容等直ちに必要な措置を執る緊急性がある場合は、問題被留置者への指定及び措置を実施後、速やかに、その旨を総務部留置管理課長に報告すること。

(ｲ) 総務部留置管理課長は、署長が執った措置の内容を確認し、措置の内容が不適切である場合等は、適切な措置を指示すること。

ケ　署長は、被留置者が特別要注意者と問題被留置者の双方に該当すると判断した場合は、重複して指定すること。

コ　被留置者を問題被留置者に指定した場合、要求や苦情への対応は、複数の留置担当官により対応すること。この場合において、留置担当官の指示を拒絶等するときには、原則として留置主任官が対応すること。

サ　特別要注意者及び問題被留置者については、[redacted]についても検討すること。

シ　特別要注意者及び問題被留置者に対しては、[redacted]

(4)　居室の指定（第19条関係）

留置主任官は、居室の指定に当たっては、事件の概要、共犯関係、年齢、性格、精神状態、健康状態、自殺又は逃亡のおそれ、犯歴等を総合的に勘案するほか、女性被留置者にあっては男性被留置者と、少年被留置者にあっては成人被留置者と分離することに留意の上、判断すること。

なお、「分離」とは、施設内において、それぞれの居室から相手の姿が見えず、また、通常の話が聞こえない状態に物理的に分隔することである。

⑸　身体検査（第21条関係）

ア　被留置者の身体検査は、原則として同性の留置担当官が行うものとするが、被留置者が女性である場合で、女性留置担当官が配置されていないとき又は女性留置担当官が不在のときは、留置主任官の指揮により留置管理業務補助者が行うものとする。この場合において、留置主任官も含め異性の留置担当官は、無用の紛議を生じさせることのないよう当該被留置者の姿が見える場所に位置してはならない。

イ　身体検査は、被留置者の自殺、自傷等を防止するため、留置施設内への凶器、危険物等の持込みを防止することを目的として行うものであるから、当該目的達成のため、[redacted]行うこと。

なお、身体検査は、留置担当官が実施するものであって、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第２条第４項の規定による凶器の検査や刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第129条に規定する身体の検査とは異なるものであることに特に注意すること。

ウ　身体検査の実施に当たっては、被留置者に対し事前に検査の目的、検査要領等を十分に説明し、不安感の除去に努めること。

エ　肌着を脱がせる判断を留置担当官が行うこととしたのは、被留置者のプライバシーの保護の観点から、より一層の適正を期すためである。したがって、留置担当官は、この点を十分認識し、[redacted]その必要性を慎重に判断すること。

オ　肌着を脱がせて身体検査を行う場合の判断基準は、[redacted]であり、具体的には、次に掲げるようなときである。

(ｱ)　[redacted]

(ｲ)　[redacted]

カ　被留置者の身体検査を行う際には、捜査員を立ち会わせないこと。

キ　身体検査の実施中に物を隠されたり、投棄されたりすることがないようその動静監視を徹底するとともに、被留置者から不意の攻撃を受けないように注意すること。

ク　被留置者が[redacted]不審な挙動が認められるときは、特に注意し、その原因等を確認すること。

ケ　身体検査は、次に掲げる部位について綿密に行い、自殺、自傷又は他の被留置者に危害を加えるおそれのある凶器その他の物及び逃亡、通謀、罪証隠滅等留置施設の管理運営上支障がある物の発見に努めること。

(ｱ)　[redacted]

(ｲ)　[redacted]

(ｳ)　[redacted]

(ｴ) [redacted]

サ　被留置者の入れ墨、ほくろ等の種別、部位、形状等の身体特徴については、肌着を脱がせないで認知することができる範囲において確認するものとし、胸部等肌着を脱がせなければこれらを認知することができない部位については、申立内容を記録化するものとする。ただし、肌着を脱がせて身体検査を実施し、又は被留置者が任意に肌着を脱いで傷病等の調査に応じた機会にこれらを認知した場合には、被留置者名簿にその状況を記載しておくこと。

シ　身体検査の際に、凶器又は次に掲げる物を発見したときは、その物の提出を求めて保管し、名称、発見場所、数量等を被留置者名簿に記載すること。

(ｱ)　ベルト、ネクタイ、ピアス、毒物、劇物等自殺、自傷、えん下等の用に供されるおそれのある物

(ｲ)　マッチ、ライター、たばこ、酒等火災その他事故発生の原因となるおそれのある物

(ｳ)　携帯電話機等の罪証隠滅等捜査に支障があると認められる物

ス　身体検査の際に、覚醒剤等の禁制品を発見したときは、その物品を危険物等として保管した上で、行政書類としての発見報告書を作成し、留置主任官を経由して署長に報告すること。

(6)　所持品等の取扱い（第22条関係）

ア　留置施設内での使用を認めない危険物は、他の預かり物品と区別し、原則として留置施設外のロッカー等に個人別に保管し、[redacted]

イ　留置施設内で使用を認める物品は、留置施設内のロッカー等に個人別に保管し、確実に施錠するとともに、[redacted]適宜の点検を実施すること。ただし、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第236条第２項に規定する書面（草案段階のものを含む。）その他これに類する書面については、その内容を点検してはならない。

ウ　罪証隠滅等捜査に支障があると認められるものは、前記アの規定と同様に取り扱うこと。

エ　前記アからウまでに規定する所持品以外の所持金品のうち、留置施設内での使用を認めない物品は、当該物品の用途に応じ、原則として留置施設外の施錠された金庫、ロッカー等に個人別に保管し、留置主任官が随時その数量等を確認し、記録化すること。

オ　自弁購入のため保管する少額現金（３万円以下の現金をいう。）は、被留置者が若干名である場合等被留置者ごとに管理すべき特段の事情があるときを除き、全ての被留置者分の現金を一括して小型金庫等に納め、当該小型金庫等を、施錠することができる保管庫（容易に持ち運ぶことができないものに限る。）

に保管するものとする。[redacted]

カ　自弁購入のため保管する現金を取り扱う際は、小型金庫等又は保管庫のいずれかの鍵の保管者が立ち会うものとする。

キ　高額現金（３万円を超える現金をいう。）は、その金額を確認することができる状態で小型金庫等に納め、当該小型金庫等を会計課長（会計課を置かない警察署にあっては、警務会計課長）又は副署長（副署長を置かない警察署にあっては、次長）に保管を依頼するなどして少額現金以上に厳重に管理するものとする。[redacted]

ク　被留置者から保管中の現金の取扱いは、次の例によることとし、高額現金は、１万円単位とすること。

（例）　被留置者の所持する現金が81,234円の場合

21,234円を少額現金として保管する。

60,000円を高額現金として保管する。

ケ　現金の保管は、速やかに行うことを定めているが、執務時間外の場合は、次の執務日に、速やかに留置施設外の金庫等に保管する手続を執ること。

コ　現金の差し入れは、原則として３万円以内とし、通常必要と考えられる金額を著しく超えるものは、できる限り差し入れさせないようにすること。

サ　現金については、取扱いの都度及び適宜の機会において、留置主任官が簿冊上の残金と現金とを突合させ、相違ないことを確認すること。

(7)　処分の請求等（第22条の２関係）

売却又は廃棄は、その理由を被留置者に説明し、次により行うこと。

ア　売却又は廃棄は、被留置者金品出納簿の提出を受けて行うこと。

イ　廃棄する場合は、留置主任官が指定した留置担当官２人で行い、その経過を明らかにすること。

(8)　差入人不明差入物に関する手続（第22条の６関係）

ア　県帰属手続は、宮城県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令（平成19年宮城県警察本部訓令第21号）第20条の規定に準じて行うこと。

イ　「その金品が特に高価」とは、5,000円以上の金品とする。

(9)　死亡者の遺留物（第22条の８関係）

「その金品が特に高価」とは、5,000円以上の金品とする。

(10)　反則行為があった場合の措置（第22条の９関係）

ア　被留置者が反則行為を行った場合は、禁止措置の実施の是非について検討しなければならない。ただし、調査の結果、反則行為が認定できないことが判明した場合や明らかな過失であり禁止措置を執る必要がないと認められる場合は、

弁解聴取を行わないことができるが、その経緯については関係簿冊に記録しておくこと。

なお、所持金がなく、法第187条第３号に掲げる物品（嗜好品）又は第208条第１項の規定により国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第42号）第20条に規定する自弁の書籍等を購入する見込みがないことのみをもって、禁止措置を実施する必要がないと判断してはならない。

イ　法第190条第２項（第208条第２項において準用する場合を含む。）において準用する第155条第１項の規定による通知（弁解をすべき日時等を記載した書面によるもの）は、特段の事由がない限り、弁解をすべき日の前日の終業時刻（閉庁日の場合は開庁日の終業時刻と同時刻とする。）までに当該被留置者に到達させること。

ウ　法第190条第２項（第208条第２項において準用する場合を含む。）において準用する第155条第１項に規定する被留置者の弁解を聴取する職員は、警察本部又は当該留置施設の置かれている警察署の警部補以上の階級にある警察官（次の(ｱ)及び(ｲ)に掲げる者を除く。以下ウにおいて同じ。）のうちから指名するものとし、そのうちの１人は、留置主任官（留置主任官が不在の場合には職務代行者とする。）を指名するものとする。ただし、これにより難い場合は、警察本部又は当該留置施設の置かれている警察署の巡査部長以上の階級にある警察官のうちから指名するものとする。

(ｱ)　当該反則行為に関係する者

(ｲ)　当該被留置者の捜査に従事する者

エ　法第190条第２項（第208条第２項において準用する場合を含む。）において準用する第155条第１項に規定する被留置者を補佐すべき者は、当該留置施設に係る留置管理業務に従事する警部補以上の階級にある警察官（前記ウ－(ｱ)に掲げる者を除く。）のうちから指名するものとする。

オ　認定した事実の要旨を告知し、禁止措置を執行する日は禁止期間（最大３日）に算入すること。

(11)　傷病等の調査（第23条関係）

ア　傷病等の調査は、被留置者の健康を保持する責任を果たすため、被留置者の疾病・傷害の有無を確認し、必要な措置を執ること及び後日の紛議を防止することを目的とするものである。

イ　傷病等の調査は、第21条第１項の身体検査に準じて実施すること。

ウ　「聴取」とは、留置担当官が被留置者に対して健康状態を質問し、回答を得ることをいい、「確認」とは、例えば、足を引きずっている場合において、被留置者の了解を得てズボンの裾をまくり上げて、その状態を確認するようなことをいう。また、被留置者に疾病若しくは傷害があり、又はその疑いがあると認められる場合に留置担当官が執るべき「必要な措置」とは、検温、常備薬で

の応急措置、定期健康診断での確認、病院等への照会等である。

エ　疾病若しくは傷害の申立てがあり、又はその疑いがあると認められ、医師等（医師又は歯科医師をいう。以下同じ。）の診察を受けさせる必要があると認められる者については、速やかに留置主任官に報告の上、署長の指揮を受けて措置すること。

オ　傷病等の調査の際、疾病若しくは傷害の申立てがあるとき、又は疾病若しくは傷害の可能性があるときに被留置者名簿へ記載する事項は、次に掲げる事項とする。

(ｱ)　外傷の状況及びその申立内容

(ｲ)　疾病の有無及びその申立内容

(ｳ)　既往症の有無及びその申立内容

(ｴ)　血圧、アレルギーの有無、喘息の有無等

⑿　留置開始時の告知等（第24条関係）

ア　留置開始時の告知は、被留置者の権利義務を明確に知らせるとともに、施設の適正な管理運営を図るため行うものであるので、留置施設内の生活に関する基本的心得や被留置者の権利義務に関する事項をあらかじめ被留置者に説明し、十分に理解させること。

イ　留置開始時には、次に掲げる事項を告知するものとする。

(ｱ)　署長が定めるところにより、物品を貸与又は支給し、及び自弁の物品の使用又は摂取を許可すること。

(ｲ)　現金及び留置施設内で使用又は摂取できない物品は領置すること。保管私物及び領置物品の限度量及び保管方法並びに保管私物の使用方法に関すること。

(ｳ)　運動、入浴、調髪、ひげそり及び健康診断の実施要領に関すること。また、診療は、原則として署長が指定する医師等により行うこと及び特別の事情がある場合には指名医（法第202条第１項に規定する診療を行う医師等をいう。以下同じ。）の診療を受けることができること。

(ｴ)　署長が定めるところにより、１人で行う礼拝その他の宗教上の行為を行うことができること。

(ｵ)　署長が定めるところにより、自弁の書籍、雑誌、新聞紙その他の文書図画を閲覧することができること。

(ｶ)　署長が定めるところにより、面会及び信書の発受を行うことができること。

(ｷ)　保管私物に関する措置、医療に関する措置、宗教上の行為に関する措置、書籍等の閲覧に関する措置、信書の発受に関する措置、面会に関する措置等については、書面で、30日以内に、本部長に対して審査の申請を行うことができること。

(ｸ)　職員による違法な有形力の行使、違法不当な戒具の使用又は違法不当な保護室への収容があったときは、書面で、30日以内に、本部長に対しその事実

を申告することができること。

(ｹ) 自己の処遇に関して、本部長及び署長に対し書面で苦情を申し出ることができること。

(ｺ) 法第211条第２項に規定する遵守事項

⒀ 起居動作をすべき時間帯の補完措置（第26条関係）

やむを得ない事由により、食事、運動、入浴、就寝及び健康診断を所定の時刻に実施できない場合には、次の表により補完措置を確実に執るとともに、その理由等を被留置者名簿等の関係簿冊に記載すること。ただし、運動、入浴及び健康診断については、所定の時刻より早めて実施しても差し支えないものとする。

処遇	補完措置	記録簿冊
食事	入場後直ちに実施する。	被留置者名簿（Ⅳ）備考の欄
運動	入場後速やかに実施する。	被留置者名簿（Ⅳ）備考の欄
入浴	入場後速やかに実施するか又は翌日に実施する。	被留置者名簿（Ⅳ）備考の欄
就寝	翌日の起床時間を遅らせるなどして十分な睡眠時間を確保する。	被留置者名簿（Ⅴ）
健康診断	月２回の健康診断日が設けられている趣旨に反しないように速やかに受診させる。	被留置者名簿（Ⅳ）備考の欄

⒁ 被留置者の出入場要領（第27条関係）

ア この条の規定は、取調べ又は資料採取のため、被留置者を留置施設から出し入れする場合の手続を定めたものであり、検察庁、裁判所等への護送、引き当たり捜査のための護送等の留置主任官の責任で出し入れする場合は含まれないので注意すること。

イ 捜査主任官は、捜査担当者等から被留置者の出場要請があったときは、その必要性について個別的かつ実質的なチェックを行った上で承認をすること。

ウ 留置主任官は、捜査担当者等から被留置者の出場要請があったときは、前記イの規定により捜査主任官から承認を受けたことを確認するとともに、次の事項について、実質的なチェックを行った上で承認すること。

[redacted]

エ 捜査担当者等は、取調べ等が終了し、被留置者を留置施設に入場させた場合は、被留置者の心理状態、健康状態等被留置者の適正処遇及び事故防止上注意を要する事項の有無について、留置担当官に連絡し、該当あるときはその内容を留置主任官に報告すること。

オ　留置担当官は、被留置者を出し入れする際には、[redacted]危険物等の発見に努め、異常の有無を被留置者出入簿に記録すること。

⑮　処遇連絡（第28条関係）

ア　留置主任官及び捜査主任官は、相互に連絡するなど緊密な連携を図り、被留置者の処遇及び事故防止に関する事項について情報を共有し、逃走及び自殺防止を徹底するとともに、留置主任官は必要な事項について留置担当官に指示すること。

イ　留置担当官は、前記アの規定による留置主任官からの指示及び留置管理業務中に把握した被留置者の処遇並びに事故防止上必要な事項について、被留置者名簿に記載して相勤者との情報の共有化を図り、各級幹部の巡視時にその内容を報告するほか、勤務交替時に当該事項の引継ぎを確実に行うこと。

⑯　委託留置（第29条関係）

受託署長は、被留置者のうち特別要注意者、問題被留置者、女性被留置者等を留置する場合において、留置管理体制の増強が必要と認める場合などの特別な事情がある場合には、委託署長に対して、勤務員の応援派遣要請を行うものとする。

なお、応援派遣について必要と認める場合には、総務部留置管理課長がこれを調整するものとする。

⑰　本部で取り扱う被逮捕者の委託（第31条関係）

「警察本部の課長等」とは、宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第２号）第17条第１項に規定するもののうち、課長、機動警ら隊長、鉄道警察隊長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長をいう。

３　看守（第３章関係）

⑴　看守者の配置（第32条関係）

ア　第32条第１項の規定は、看守者の配置の基準を示したものであるが、次に掲げる場合は、適宜、留置管理業務補勤者の運用に配意すること。

[redacted]

ウ　留置主任官は、留置管理業務開始時点において、階級、勤務経験等を考慮し、

当日の留置管理業務責任者を指名するとともに、指名された勤務員は、その勤務中、他の勤務員を統括し、適正な業務管理を行うこと。

(2) 勤務割り振り等（第34条関係）

署長が定める看守者ごとの勤務割は、次の勤務形態別に勤務時間を割り振ること。

ア 巡回

イ 看守

[redacted]

エ 休憩

(3) 留置施設の巡視（第36条関係）

ア 署長及び副署長（副署長を置かない警察署にあっては、次長）は、自ら積極的かつ不定期に巡視を行い、留置施設内の実態を的確に把握するとともに、看守者の緊張感を持続させ、士気の高揚を図る措置を執ること。

イ [redacted]

危険箇所を把握した場合は、総務部留置管理課長に報告し、速やかに改善措置等の対策を講ずること。

ウ 署長は、幹部による留置施設の巡視が効果的に実施されるよう、次に掲げる事項に着眼して具体的指示及び指導を行うこと。

[redacted]

エ 当直主任として巡視する場合及び署長の代行者として指定され巡視する場合を除き、現に留置中の被留置者に係る捜査を担当している課の幹部は、巡視をしないこと。

オ 留置主任官、当直主任又はその職務代行者等の幹部による巡視は、[redacted]現に留置中の被留置者に係る捜査を担当していない課の幹部も巡視するものとする。

カ　女性被留置者を留置している場合で、[redacted]

⑷　看守者の巡回（第37条関係）

[redacted]

オ　巡回実施結果は、実施した都度、看守勤務日誌及び巡回記録表に記録すること。

[redacted]

[redacted]

ウ　特別要注意者に指定した場合の措置

特別要注意者に指定した場合は、[redacted]動静等に変化のある際には、速やかに居室内に入室しなければならないことが想定されるので、[redacted]の措置を講ずること。

エ　女性被留置者を留置した場合の措置（女性専用留置施設又は女性集中留置施設に留置した場合を除く。）

(ｱ)　留置主任官又は当直主任は、前記アー(ｱ)の規定にかかわらず、[redacted]

(6)　施設点検（第39条関係）

留置施設の点検を実施した結果、施設等の異常や改善を要する事項を発見した場合は、自署で措置することが可能なものについては、速やかに必要な改善を行い、予算措置が必要なものについては、総務部留置管理課長に報告するとともに、所要の手続を行うこと。

(7)　女性を留置する際の措置（第40条関係）

ア　留置を必要とする女性被疑者を認知した場合の総務部留置管理課長への報告について、警察署以外の所属の場合は、警察本部の部に置かれた課等の長が行うこと。

イ　総務部留置管理課長は、女性被疑者の留置を調整するために、女性被留置者

の適正な処遇に関する情報として、留置施設の使用状況、女性被留置者の収容状況、女性被留置者を留置する留置施設の担当官の体制、女性専用又は女性集中施設以外に女性を留置した際の不適正事案防止措置の実施状況、居室等の鍵の管理状況等を集約すること。

ウ　女性集中留置施設ではない留置施設であっても、女性被留置者が留置された場合に、女性警察官が常時勤務する体制及び運用が必ず確保できると総務部留置管理課長があらかじめ認めた留置施設については、当面の間、女性集中留置施設と同様な扱いとして差し支えない。

エ　総務部留置管理課長は、承認申請に当たり、留置主任官に対して、留置主任官が捜査主任官から聴取した事項を確認した上で、留置開始予定日、留置しようとする者の人定事項、留置しようとする施設、当該施設における留置担当官の体制及び単独留置又は複数留置の別を提示するほか、承認者の判断に資するため、被留置者の特性、県内の被留置者の収容状況、当該施設に対し総務部留置管理課が講じた体制上の措置、留置後に講ずることとしている「不適正事案防止のための必要な措置」の内容等を疎明すること。また、留置開始後の事情の変化により、それらの類型に該当することとなった場合にも同様とすること。

オ　女性専用留置施設又は女性集中留置施設以外の施設に女性被留置者を留置している場合で、女性被留置者を複数留置することができない場合は[redacted]

カ [redacted]

キ　複数留置されていた女性被留置者が他の女性被留置者の移送等により単独留置になる場合等、留置開始後の事情の変化があった場合でも、留置担当官を増強して複数勤務とするなど、可能な限り女性被留置者の適正な処遇に向けた措置を講ずること。この場合において、総務部留置管理課長は、こうした事情の変化に機敏に対応できるよう、平素から女性被留置者の状況について情報を収集及び把握すること。

(8)　看守者の遵守事項（第41条関係）

[redacted]

イ　留置施設内の施設、ロッカー等の施錠状態を常に確認すること。

ウ　居室及び保護室の差入口は、使用時を除き開放しないこと。

エ　被留置者に使用させた眼鏡等は、就寝させるときに個人保管庫等に保管させ

ること。

オ　眼鏡、書籍、日用品等を被留置者に貸与した場合は、随時及び返却を受けた際に、破損や書込み等の有無を点検すること。

カ　被留置者が現に使用していない衣類その他の物品は、居室内に放置することなく、随時回収すること。

キ　被留置者を留置施設外に出す場合は、居室内にある新聞紙、書籍、筆記用具等は、その都度、異常の有無及び数量を確認し、回収すること。

⑼　留置施設等の点検（第42条関係）

留置施設等の点検時には、被留置者の身体検査も確実に実施すること。

⑽　弁護人の選任申出に対する措置（第44条関係）

ア　弁護人との接見交通権は、被留置者の防御権の行使のため尊重する必要があるので、その取扱いについては、特に慎重を期すこと。

イ　看守者は、被留置者から弁護人の選任の申出を受けたときは、独自の判断で措置することなく、直ちに留置主任官にその旨を報告すること。

ウ　留置主任官は、前記イの規定による報告を受けたときは、直ちに弁護士又は弁護士会に申出の内容を通知すること。

エ　留置主任官は、自ら弁護士又は弁護士会に通知した場合は、捜査主任官に対し、通知先、通知日時、弁護士名等を連絡するとともに、被留置者面会簿（Ⅰ弁護人の選任状況等）に必要事項を記載すること。

オ　留置主任官は、捜査主任官から弁護人選任申出に関する連絡を受けた場合は、被留置者面会簿（Ⅰ弁護人の選任状況等）に必要事項を記載すること。

4　保安（第４章関係）

⑴　戒具の使用（第45条関係）

ア　使用の手順

法に基づき戒具の使用（被留置者を護送する場合における捕縄又は手錠の使用を除く。アにおいて同じ。）をする場合は、次の手順によること。

(ｱ)　留置担当官は、被留置者に対して警告すること。

(ｲ)　被留置者がこの警告に応じないなど、戒具を使用する必要があると認められる場合は、留置担当官は被留置者の状況及び使用する必要がある旨を署長に報告すること。

(ｳ)　署長は、当該報告内容を検討し、戒具を使用する必要があると認められる場合は、その旨を総務部留置管理課長に報告すること。

(ｴ)　総務部留置管理課長は、使用の適否、使用上の留意事項等を署長 に指示すること。

(ｵ)　被留置者に捕縄又は手錠を使用する場合は、前記(ｴ)の規定による指示に基づき、使用の開始[redacted]を留置主任官に指示すること。

(ｶ)　被留置者に拘束衣又は防声具を使用する場合は、署長は、前記(ｴ)の規定

による指示に基づき、使用の開始[redacted]を留置主任官に命令すること。

(ｷ) 留置担当官は、留置主任官の立会いの下で、使用を開始すること。この場合において、留置主任官は実態を確実に把握し、指揮を徹底すること。

(ｸ) 拘束衣又は防声具の使用について、署長は、速やかにその被留置者の健康状態について嘱託医師の意見を聴くよう留置主任官に指示すること。

(ｹ) 署長は、戒具の使用をしようとする被留置者が特別要注意者又は問題被留置者に指定されていない場合は、留置訓令第17条の規定に基づき、特別要注意者若しくは問題被留者又はその双方に指定すること。

イ 緊急の場合における使用の手順

緊急に戒具の使用（被留置者を護送する場合における捕縄又は手錠の使用を除く。イにおいて同じ。）をする場合は、次の手順によること。

(ｱ) 留置担当官は、被留置者に対して警告すること。

(ｲ) 被留置者がこの警告に応じないなど戒具を使用する必要があると認められる場合は、留置担当官は、原則として、留置主任官の立会いの下で、使用を開始するとともに、[redacted]を執ること。この場合において、留置主任官は、実態を確実に把握し、指揮を徹底するほか、速やかに、その旨を署長に報告すること。

(ｳ) 拘束衣又は防声具の使用について、署長は、速やかにその被留置者の健康状態について嘱託医師の意見を聴くよう留置主任官に指示すること。

(ｴ) 署長は、戒具の使用をしようとする被留置者が特別要注意者又は問題被留置者に指定されていない場合は、留置訓令第17条の規定に基づき、特別要注意者若しくは問題被留置者又はその双方に指定し、速やかに、実施した措置等を総務部留置管理課長に報告すること。

(ｵ) 総務部留置管理課長は、使用の要件該当性等を確認し、署長に対して使用等（使用の要件該当性の判断、方法、監視体制、特別要注意者等への指定等）が不適切である場合等は、修正を指示すること。

ウ 使用の中止の手順

戒具の使用の必要がなくなり、直ちにその使用を中止する場合は、次の手順によること。

(ｱ) 留置担当官は、被留置者の状況及び使用を中止する必要がある旨を署長に報告すること。

(ｲ) 署長は、当該報告内容を検討し、使用の必要がなくなったと認める場合は、その旨を総務部留置管理課長に報告すること。

(ｳ) 総務部留置管理課長は、使用の中止の適否等を署長に指示すること。

(ｴ) 捕縄又は手錠の使用を中止する場合は、署長は、前記(ｳ)の規定による指示に基づき、直ちに使用の中止を留置主任官に指示すること。

(ｵ) 拘束衣又は防声具の使用を中止する場合は、署長は、前記(ｳ)の規定による指示に基づき、直ちに使用の中止を留置主任官に命令すること。

(ｶ) 留置担当官は、留置主任官立会いの下で、使用を中止し、被留置者の負

傷の有無等を確認すること。この場合において、留置主任官は実態を確実に把握し、指揮を徹底すること。

(ｷ) 留置担当官は、中止後の被留置者の状況（負傷の有無等を含む。）を署長に報告すること。

(ｸ) 署長は、当該報告の内容に基づき、法第201条の規定に基づく診療及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）に基づく通報の必要性に関する検討を行うこと。また、中止後の被留置者の状況により、被留置者に対して診療が必要となるなど、特別な措置の必要があると認める場合は、その方針を総務部留置管理課長に報告すること。

(ｹ) 総務部留置管理課長は、措置の内容、処遇上留意すべき事項等を署長に指示すること。

エ 緊急の場合における使用の中止の手順

用便、診療、面会等のため、緊急に戒具の使用を中止する場合は次の手順によること。

(ｱ) 留置担当官は、原則として、留置主任官の立会いの下で、使用を中止し、被留置者の負傷の有無等を確認すること。このとき、留置主任官は実態を確実に把握し、指揮を徹底すること。

(ｲ) 留置主任官は、速やかに、使用の中止及び中止後の被留置者の状況（負傷の有無等を含む。）を署長に報告すること。

(ｳ) 署長は、前記(ｲ)の規定による報告の内容に基づき、法第201条の規定に基づく診療及び精神保健福祉法に基づく通報の必要性に関する検討を行うこと。また、中止後の被留置者の状況により被留置者に対して診療が必要となるなど特別な措置の必要があると認める場合は、その方針を総務部留置管理課長に報告すること。

(ｴ) 総務部留置管理課長は、措置の内容、処遇上留意すべき事項等を署長に指示すること。

オ 拘束衣の使用期間の更新の手順

拘束衣の使用期間を更新する場合は、次の手順によること。

(ｱ) 留置担当官は、被留置者の状況及び使用を更新する必要がある旨を署長に報告すること。

(ｲ) 署長は、当該報告内容を検討し、使用を更新する必要があると認める場合は、その旨を総務部留置管理課長に報告すること。

(ｳ) 総務部留置管理課長は、更新の適否、更新上の留意事項等を署長に指示すること。

(ｴ) 署長は、前記(ｳ)の規定による指示に基づき、その期間の更新を留置主任官に命令すること。

(ｵ) 署長は、速やかに、その被留置者の健康状態について、嘱託医師の意見を聴くよう、留置主任官に命令すること。

(ｶ) 留置主任官は、戒具の使用状況を把握し、被留置者の動静及び体調に十

分注意するとともに、使用又は収容要件の継続の有無等を確認し、必要な指示等を行うこと。

カ　食事に係る対応

(ｱ)　戒具の使用が日課時限の食事時間を挟んでいる場合は、使用の中止後、補完措置として直ちに食事を提供すること。

(ｲ)　拘束衣を３時間以上使用する場合において、使用期間中に日課時限の食事時間を挟んでいるときは、更新時に必ず被留置者に摂取の意思を確認するとともに、被留置者本人の摂取拒否の意思が明らかである場合を除き、食事を介助して提供すること。

キ　用便に係る対応

被留置者から用便の申出がある場合は、被留置者の状態に応じ、使用の中止を検討するなど、適切な対応を執ること。

ク　署長は、戒具を使用又は保護室に収容したときは、その状況を被留置者戒具使用・保護室収容簿により、総務部留置管理課長を経て、総務部長に報告すること。

ケ　戒具使用上の一般的留意事項

留置施設内において戒具を使用する場合には、次の点に留意すること。

(ｱ)　[redacted]ビデオカメラ等での録画、録音等により明らかにしておくこと。特に戒具の使用及び中止の状況は、原則、録画又は録音を活用した採証活動を実施することとし、録画又は録音したデータについては、関係資料と同じ５年保存とすること。

(ｲ)　被留置者に対する戒具の使用は、被留置者の身体に対する直接強制であり、苦痛及び危険を伴うものであることから、被留置者の健康状態を考慮し、その目的に沿って必要な限度の使用にとどめること。

(ｳ)　戒具の使用中は、被留置者の動静に十分注意するとともに、被留置者の精神安定を図り、戒具の使用の早期解除に努めること。

(ｴ)　戒具を使用した場合は、被留置者戒具使用・保護室収容簿等関係簿冊に必要事項を記載し、その状況を明らかにしておくとともに関係者からの聴取等の採証活動を確実に実施すること。

(ｵ)　戒具使用直後の取調べやその直後の使用は、戒具使用の妥当性に欠け、又は取調べ目的のために利用したとの非難を受けるおそれがあるので、戒具使用後の取調べのための出場要請に対しては、その適否を十分に検討すること。また、取調べ直後に戒具を使用する場合は、その必要とする事由を被留置者戒具使用・保護室収容簿に詳細に記載し、妥当性を担保するよう十分配意すること。

(ｶ)　戒具使用中は、[redacted]その動静について綿密な注意を払うこと。

(ｷ)　「医師の意見を聴かなければならない。」とは、拘束衣又は防声具の使用

が一定の危険性を内在する行為であることに鑑み、できるだけ早く医師に連絡を取り、拘束衣又は防声具を使用している被留置者の健康状態等を報告するとともに、医師から意見を述べられた場合には、それを聴取し、当該意見を参酌して戒具の使用の継続の是非を判断することである。

なお、拘束衣及び防声具の制式及び使用方法については、留置施設の嘱託医師等に健康診断の機会等を利用し、平素より十分説明しておくこと。

(ｸ) 捕縄及び手錠は、迅速かつ簡易に使用することが可能で、かつ、効果的であるものの、興奮状態にある被留置者に対して長時間にわたり使用することは、身体を傷付けるおそれがあることから、おおむね３時間を基準として、長時間にわたり使用することのないようにすること。

また、法第213条第５項の規定により、拘束衣及び防声具の使用期間は、３時間とされ、拘束衣について通じて12時間を超えない範囲内で、３時間ごとにその期間を更新することができることとされているので留意すること。

[redacted]

(2) 戒具使用上の遵守事項（第46条関係）

ア 標準手錠の使用は、手首に限るものとし被留置者の手首の太さに応じて最も適当なものを使用すること。

イ ベルト手錠は、腹部の前で手首を固定すること。

ウ 手錠と捕縄を同時に使用する場合には、著しく苦痛を伴う姿勢を強いることのないよう留意すること。

エ 呼吸器系統の疾患がある被留置者に拘束衣又は防声具を使用する場合は、使用に耐えうるか否かについて、事前に医師の意見を聴取すること。

オ 防声具は、疾病等のため鼻孔からの呼吸が困難な被留置者には使用しないこと。

カ 防声具を装着する際は、鼻孔からの呼吸を阻害していないか、頸動脈又は頸静脈を圧迫していないか、吐しゃ物等によりマスクの通気孔が閉塞されていないかを確認するとともに、装着中も継続的に確認すること。

キ 防声具と手錠又は捕縄の同時使用は、やむを得ない場合にとどめ、著しく苦痛を伴うような不自然な姿勢を強いるなどの方法で使用しないこと。

ク 拘束衣の使用に当たっては、医師の診断を受けるなどにより、被留置者が耐えることができるかを慎重に判断すること。また、他の戒具で措置できない場合又はやむを得ない場合に限り必要な限度の範囲で使用し、かつ、手錠、捕縄又は防声具と同時に使用しないこと。

ケ 定められた制式の戒具以外の器具等は戒具として使用しないこと。

(3) 保護室への収容（第47条関係）

ア 保護室の収容の手順

法に基づき、保護室に収容する場合は、次の手順によること。

(ｱ) 留置担当官は、被留置者に対して警告すること。

(ｲ) 被留置者がこの警告に応じないなど、保護室に収容する必要があると認められる場合は留置担当官は被留置者の状況及び収容する必要がある旨を署長に報告すること。

(ｳ) 署長は、当該報告内容を検討し、収容する必要があると認める場合は、その旨を総務部留置管理課長に報告すること。

(ｴ) 総務部留置管理課長は、収容の適否、収容上の留意事項等を署長に指示すること。

(ｵ) 署長は、前記(ｴ)の規定による指示基づき、留置主任官に、収容の開始を命令するとともに、[redacted]

(ｶ) 留置担当官は、留置主任官の立会いの下で、収容を開始すること。このとき、留置主任官は実態を確実に把握し、指揮を徹底すること。

(ｷ) 署長は、速やかに、その被留置者の健康状態について、嘱託医師の意見を聴くよう、留置主任官に命令すること。

(ｸ) 署長は、保護室に収容しようとする被留置者が特別要注意者又は問題被留置者に指定されていない場合は、留置訓令第17条の規定に基づき、特別要注意者若しくは問題被留置者又はその双方に指定すること。

イ 緊急の場合における収容の手順

緊急に保護室に収容する場合は、次の手順によること。

(ｱ) 留置担当官は、被留置者に対して警告すること。

(ｲ) 被留置者がこの警告に応じないなど、保護室に収容する必要があると認められる場合は、留置担当官は、原則として、留置主任官の立会いの下で、収容を開始するとともに、[redacted]
この場合において、留置主任官は、実態を確実に把握し、指揮を徹底するほか、速やかに、その旨を署長に報告すること。

(ｳ) 署長は、速やかに、その被留置者の健康状態について、嘱託医師の意見を聴くよう、留置主任官に命令すること。

(ｴ) 署長は、保護室に収容しようとする被留置者が特別要注意者又は問題被留置者に指定されていない場合は、留置訓令第17条の規定に基づき、特別要注意者若しくは問題被留置者又はその双方に指定し、速やかに、実施した措置等を総務部留置管理課長に報告すること。

(ｵ) 総務部留置管理課長は、収容の要件該当性等を確認し、署長に対して収容等（収容の要件該当性の判断、方法、監視体制、特別要注意者等への指定等を含む。）が不適切である場合等は、修正を指示すること。

ウ 収容の中止の手順

保護室への収容の必要がなくなり、直ちにその収容を中止する場合は、次の手順によること。

(ｱ) 留置担当官は、被留置者の状況及び収容を中止する必要がある旨を署長に

報告すること。

(ｲ) 署長は、当該報告内容を検討し、収容の必要がなくなったと認める場合は、その旨を総務部留置管理課長に報告すること。

(ｳ) 総務部留置管理課長は、収容の中止の適否等を署長に指示すること。

(ｴ) 署長は、前記(ｳ)の規定による指示に基づき、直ちに収容の中止を留置主任官に命令すること。

(ｵ) 留置担当官は、留置主任官の立会いの下で、収容を中止し、被留置者の負傷の有無等を確認すること。この場合において、留置主任官は実態を確実に把握し、指揮を徹底すること。

(ｶ) 留置主任官は、中止後の被留置者の状況（負傷の有無等を含む。）を署長に報告すること。

(ｷ) 署長は、当該報告の内容に基づき、法第201条の規定に基づく診療及び精神保健福祉法に基づく通報の必要性に関する検討を行うこと。また、中止後の被留置者の状況により被留置者に対して診療等が必要となるなど、特別な措置の必要があると認める場合は、その方針を総務部留置管理課長に報告すること。

(ｸ) 総務部留置管理課長は、措置の内容、処遇上留意すべき事項等を署長に指示すること。

エ　緊急の場合における収容の中止の手順

診療、面会等のため、緊急に保護室への収容を中止する場合は、次の手順によること。

(ｱ) 留置担当官は、原則として、留置主任官の立会いの下で、収容を中止し、被留置者の負傷の有無等を確認すること。このとき、留置主任官は実態を確実に把握し、指揮を徹底すること。

(ｲ) 留置主任官は、速やかに、収容の中止及び中止後の被留置者の状況（負傷の有無等を含む。）を署長に報告すること。

(ｳ) 署長は、当該報告の内容に基づき、法第201条の規定に基づく診療及び精神保健福祉法に基づく通報の必要性に関する検討を行うこと。また、中止後の被留置者の状況により被留置者に対して診療が必要となるなど特別な措置の必要があると認める場合は、その方針を総務部留置管理課長に報告すること。

(ｴ) 総務部留置管理課長は、措置の内容、処遇上留意すべき事項等を署長に指示すること。

オ　収容期間

法第214条第２項において準用する法第79条第３項より、保護室への収容期間は、72時間以内とされ、48時間ごとにその期間を更新することができることとされている。留置主任官は保護室への収容の状況を把握し、被留置者の動静や体調に十分注意するとともに、使用又は収容の要件が継続しているかなどを都度確認し、必要な指示等を行うこと。

カ　収容期間の更新の手順

保護室への収容期間を更新する場合は、次の手順によること。

(ｱ) 留置担当官は、被留置者の状況及び収容を更新する必要がある旨を署長に報告すること。

(ｲ) 署長は、当該報告内容を検討し、収容を更新する必要があると認める場合は、その旨を総務部留置管理課長に報告すること。

(ｳ) 総務部留置管理課長は、更新の適否、更新上の留意事項等を署長に指示すること。

(ｴ) 署長は前記(ｳ)の規定による指示に基づき、その期間の更新を留置主任官に命令すること。

(ｵ) 署長は、速やかにその被留置者の健康状態について、嘱託医師の意見を聴くよう留置主任官命令すること。

キ 食事に係る対応

保護室への収容中は、被留置者の摂取の意思にかかわらず、食事を提供すること。

ク 医師からの意見聴取

「医師の意見を聴かなければならない。」とは、拘束衣又は防声具を使用した際に行う医師からの意見聴取と同様であることから、平素から嘱託医師等に対し保護室の構造等を説明しておくことが必要である。

ケ 構造上の基準

保護室の構造及び設備は、次のとおりである。

(ｱ) 被留置者が容易に自身を傷つけることができない壁面及び床面であること。

(ｲ) 被留置者が容易に汚損及び損壊できない壁面及び床面であること。

(ｳ) 被留置者の発する大声が外部に大きく響かない防音機構を備えていること。

(ｴ) 被留置者が容易に汚損又は損壊できず、かつ、突起のない照明、換気口、トイレ等の設備が設置されていること。

(ｵ) 室内の被留置者を十分監視できる構造又は設備を備えていること。

コ 保護室への収容に当たって執るべき措置

(ｱ) えん下等により自傷の危険がある物の保護室内での使用を禁止すること。

(ｲ) [redacted]

(ｳ) 昼夜十分な監視を可能にするため、夜間の減光は、一定程度にとどめること。

(ｴ) 収容要件、医師からの意見聴取等を厳守すること。

(ｵ) 保護室が設置されている留置施設においては、防声具が使用できないことに留意すること。

(4) 事故発生時の処置（第48条関係）

ア 留置担当官は、被留置者の死亡、逃亡、異物のえん下、自傷、自殺未遂、被留置者間の暴行事案等の事故が発生した場合は、応急措置を講じ、直ちに

留置主任官を経て署長に報告すること。

イ　署長は、被留置者の自殺未遂、自傷、疾病等の報告を受けた場合は、直ちに医師の診察を受けさせ、適切な措置を講ずること。この場合において、緊急に診療を受けさせる必要のある被留置者については、救急車の要請を行うなど所要の措置を講ずること。

ウ　署長は、被留置者の逃走事案の報告を受けた場合は、直ちに地域部通信指令課長等に緊急配備を要請するとともに、署員を非常招集し、緊急配備、検索等を実施し、早期捕捉に努めること。

エ　署長は、被留置者の事故が発生した場合には、本部長に対しその概要を速やかに報告しなければならない。この場合において、被留置者が受託した身柄であるときには、委託署長に連絡するとともに連携して措置を講ずるものとする。

⑸　被留置者の死亡時における検視等（第49条関係）

署長は、被留置者が死亡した場合は、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第３号）第３条の規定に基づく検察官への通知を行い、その指揮を受けなければならない。併せて、家族等に通知するとともに、検察官の指揮により医師による遺体検案等を求めるなど、死亡原因その他必要事項を明らかにしておくこと。

⑹　解放（第50条関係）

災害の発生により被留置者を解放する場合に行う出頭すべき場所の指定は、解放前に、被留置者に対して告知することにより行うものとする。

⑺　非常計画及び訓練（第51条関係）

被留置者の逃亡、災害その他非常の場合に備えて行う非常計画の内容、訓練の実施等は、次によること。

ア　非常計画の内容

(ｱ)　逃亡した被留置者を逮捕するために必要な警察官の配備

被留置者が逃亡した場合の初動措置要領、非常招集要領、緊急配備計画、検索要領等を定め、逃亡事案に対して迅速に対応できるよう計画しておくこと。

(ｲ)　災害時における避難、護送及び解放

避難計画を策定する場合は、安全かつ戒護上適した場所（警察署、拘置所等をいう。以下同じ。）を数箇所選定しておくとともに、迅速かつ安全な護送体制を確保できるよう計画しておくこと。また、被留置者を解放する場合の出頭すべき場所の告知要領を、あらかじめ書面により定めておくとともに、出頭すべき場所の選定等にも配意して、迅速かつ確実な解放手続を行うことができるよう計画しておくこと。

(ｳ)　被留置者の逃走、奪還等を防止するための警備

被留置者の逃走、奪還等事案に対する庁舎防護要領、留置施設内におい

て集団で暴れた場合の措置要領等についても計画しておくこと。

(ｴ) 災害時における避難場所の設定、護送体制の確立要領及び備蓄用食糧等被留置者の処遇を確保するための装備資機材の整備

災害の種類、規模等に応じ、安全かつ戒護上適した場所を数箇所選定し、迅速かつ安全な護送体制を確保できるよう計画しておくとともに、備蓄用食糧等被留置者の処遇を確保するための装備資機材を整備しておくこと。

(ｵ) その他必要と認める事項

夜間や休日に被災した場合の護送体制の確保、通信手段が途絶した場合の警察本部や隣接警察署との連絡の方法等、円滑な避難を確保するために必要な事項等について計画しておくこと。

イ 非常計画の見直し

非常計画は、定期的に見直し、その見直しに当たっては、特に、次に掲げる事項について配意すること。

(ｱ) 被留置者の生命及び身体の安全を最優先とするものか。

(ｲ) 避難経路及び避難場所が適切か。

(ｳ) 執務時間外における避難及び解放の際に要員が確保されているか。

(ｴ) 解放の際の諸手続が具体的に定められているか。

ウ 訓練

訓練に当たっては、次の事項について配意すること。

(ｱ) 執務時間外での発生等最悪の事態を想定し、全署員を対象に実施すること。

(ｲ) 模擬被留置者を使っての避難及び解放の訓練を行うこととし、被留置者は、いかなる場合であっても訓練に参加させないこと。

(ｳ) 訓練実施の際、被留置者の逃亡事案が発生しないよう措置すること。

5 給養衛生・宗教（第５章関係）

(1) 給食（第52条関係）

ア 「糧食」とは、主食及び副食をいい、菓子及び果物は含まない。また、「主食」とは、穀類、麺類及びパン類であり、「副食」とは、社会通念上、おかずがこれに当たる。

イ 被留置者に与える飲料は、食事の際は原則として水道水又は白湯とし、食事時以外には、要求に応じて水道水を支給すること。

ウ 被留置者の給食は、原則として官給糧食とし、居室内でとらせること。

エ 官給糧食は、断食中の被留置者に対しても欠かさず支給すること。

オ 自弁の糧食を購入した場合においても、同時に官給糧食を支給すること。

カ 外国人の被留置者の給食については、必要に応じパン類等に切り替えるなど、食生活及び宗教上の食習慣に配意して適正な処遇に努めること。

キ 疾病その他特別の理由がある場合は、医師等の意見を聴くなどして、必要に応じ、かゆ食その他適当な食事を支給すること。

⑵　栄養の検査及び衛生の指導（第53条関係）

ア　官給糧食のカロリーの基準は、刑事施設に準じて、１日2,300キロカロリーとするので、その確保に努めること。

イ　官給糧食のカロリー検査は、保健所等との緊密な連絡を保ち、３か月に１回は実施すること。

⑶　寝具の貸与等（第54条関係）

ア　貸与する寝具は、時季に適し、かつ、保健衛生上適切なものとする必要があるので、被留置者が代わった都度消毒を行うこと。

なお、消毒については、努めて日光消毒をすることとし、必要に応じて薬品消毒を実施すること。

イ　居室には、就寝時間を除き、みだりに布団、毛布等の寝具を入れないこと。ただし、健康上の理由により留置主任官が許可したときは、居室の入口に「寝具使用許可」の表示をして寝具を使用させることができる。

⑷　運動（第55条関係）

ア　「運動」とは、次のことを指す。

(ｱ)　「単に手足を運動させるのみでは足りず、天然に接し、日光に浴し、新鮮な大気のもとで心身を快活ならしめること。」（大阪地方裁判所、昭和44年３月29日判決）

(ｲ)　「新鮮な空気のもとで、日光に親しませる戸外運動をいう。」（法務省矯正局見解）

イ　運動は、被留置者の健康保持のための基本であるので、日曜日、土曜日、祝日等を除き、１日１回は、運動の機会を与えること。ただし、運動を実施する必要のない日であっても、連続して３日以上運動を行わせないことがないように配慮すること。

なお、被留置者が健康を害しているときや、その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

ウ　運動の時間は、おおむね30分とし、少なくとも20分以上を確保すること。

エ　被留置者に運動をさせないことができる「その他特別の事情がある場合」には、いわゆる取調べ上の都合は含まれない。

オ　雨天等により運動施設が使用できない場合は、留置施設内の通路等通風や採光の良い適宜の場所で行わせること。

カ　運動方法は、ラジオ体操等統一した運動を行わせる必要はなく、被留置者の自由な意思によって行わせること。

キ　運動のために被留置者を居室外に出す場合においては、十分な監視体制の下で実施すること。

ク　留置主任官の判断により、留置施設の保安上及び管理運営上支障のない場合は、[redacted]

⑸　入浴（第56条関係）

ア　男性被留置者の入浴時は、風呂場出入口に常駐し、３分から５分までの間で、浴室内の監視、声掛け等を行うとともに、監視窓を有効に活用し、事故防止に配意すること。

イ　女性被留置者の入浴時は、前記アの規定に準ずるが、第21条第３項に規定する女性被留置者に対する身体検査の取扱いに準じ、男性の留置担当官は、当該女性被留置者の姿が見える場所に位置してはならない。

ウ　入浴は、被留置者の身体の清潔及び保温のほか、精神的な安定を図る効果を有しているので、署長が指定した入浴日に確実に行うこと。ただし、護送、病気等により入浴が実施できなかった場合においては、必ず翌日に入浴をさせるなど補完措置を講ずること。

エ　被留置者が身体の不調等により入浴を辞退した場合は、留置関係簿冊にその経過を記録するとともに、事後速やかに補完措置を講ずること。

オ　入浴用具等については、原則として自弁購入したタオル、石けん、ボディソープ、シャンプー及びリンスとする。

カ　「おおむね20分間」とは、少なくとも15分以上を確保することをいう。

キ　入浴の実施に際しては、浴室内の掃除用具、雑巾等不要な物品を取り除いておくとともに、被留置者の入浴前及び入浴後にも必ず点検すること。

(6)　衣類の洗濯（第57条関係）

ア　洗濯の必要な頻度、日時及び場所の指定に当たっては、留置施設の清潔、個々の被留置者の身体及び衣類の清潔保持等を十分に勘案して行うこと。

イ　女性被留置者の洗濯物を干す場所は、男性被留置者から見えない場所とすること。

ウ　被留置者が着用する衣類について、被留置者自身に洗濯又は乾燥（乾燥後の処置を含む。）を実施させる場合は、[redacted]管理を徹底すること。

(7)　調髪及びひげそり（第58条関係）

ア　調髪

(ｱ)　調髪を行わせる場所を原則として「留置施設外」としたのは、一般人を留置施設内に入れることは人権上及び保安上問題があるほか、留置施設内での調髪は、設備が不備であるなど、衛生上問題があるためである。ただし、署長が支障がないと認める場合は、留置施設内であっても調髪させることができる。

(ｲ)　留置担当官は、次の理由から被留置者の調髪を行わないこと。

a　衛生上の問題があるため。

b　強制的に頭を刈られたなどと後日紛議に発展するおそれがあるため。

(ｳ)　調髪中は[redacted]

イ　ひげそり

(ｱ)　ひげそりは、振動式の電気カミソリ（コードレスの物に限る。以下同じ。）を使用させること。

なお、被留置者に使用させた電気カミソリは、感染症予防のため、その都度エタノール液等で必ず消毒すること。

(ｲ)　実施回数を「おおむね２日に１回」としたのは、少なくとも逮捕留置中に１回はひげそりの機会を与えるという趣旨である。

(ｳ)　電気カミソリは、使用の都度、異常の有無を確認して回収すること。

(ｴ)　私物の電気カミソリを使用させる場合には、附属品、乾電池等の隠匿や紛失に注意し、異常がないことを確認して回収し、保管すること。

ウ　爪切り

爪切りは、運動時間内に行わせるものとし、器具の使用後は、異常の有無を確認し、確実に回収すること。

エ　洗面等

洗面等は、洗顔及び歯磨きとし、洗髪及びヘアブラシを使用した整髪はさせないこと。洗面時に使用させる物は、原則として自弁購入した歯ブラシ、歯磨き粉、石けん、化粧用クリーム及びタオルとし、使用後は、前記物品の管理を確実に行うこと。また、ヘアブラシを使用した整髪は、運動時に行わせること。

(8)　留置施設内の清潔の保持（第59条関係）

留置施設内の消毒は、速乾性手指消毒剤、エタノール液等による簡易消毒の方法で行うものとするが、必要により保健所等から指導教養を受けるなど、適切な保健衛生に努めること。

(9)　健康診断（第60条関係）

ア　実施回数を「おおむね月２回」としたのは、被留置者の逮捕及び勾留を通じての期間中に、必ず１回の健康診断を行うことを原則とする趣旨である。また、その実施方法及び時期については、嘱託医師と連携し、毎月あらかじめ定めておくこと。

イ　健康診断は、健康診断日に在場する被留置者を受診させるようにし、護送等やむを得ない事情から健康診断日に在場しなかった被留置者に対しては、翌日実施するなど補完措置を講ずること。

ウ　被留置者が健康診断の受診を拒否した場合、特に、当該被留置者の留置後最初の健康診断であるときは、説得して受診させるように努めることとし、説得してもこれに応じない場合は、その理由及び状況を被留置者名簿に記載しておくこと。

エ　女性被留置者の健康診断に際しては、第21条第３項に規定する女性被留置者に対する身体検査の取扱いに準じ、男性の留置担当官は、当該女性被留置者の姿が見える場所に位置してはならない。

オ　健康診断は、被留置者に対する処遇の根幹であり、その重要性を認識し確実に実施されるよう配意するとともに、被留置者の健康状態の把握等を容易にするため、その結果を被留置者診療簿に記載すること。

⑽　健康保持（第61条関係）

「取調べの中断その他の措置」とは、被留置者の健康状態に応じて取調べ時間の短縮、休憩時間の延長、釈放又は拘置所への移送の検討及び要請をいう。

⑾　診療（第62条関係）

ア　被留置者が疾病にかかり、又はかかった疑いがある場合で、医師等の診療を受けさせる必要があると認めるときは、原則として、嘱託医師の診療を受けさせること。

イ　被留置者が掛かり付けの医療機関がある旨を申し出た場合であって、必要と認められるときは、被留置者の同意を得た上で、当該医療機関に対して診断、投薬等の状況について照会し、その結果得られた情報を嘱託医師に提供すること。

ウ　被留置者から、指名医の診療の申出があった場合で、留置主任官が相当と認めるときは、これを行わせることができる。

(ｱ)　指名医による診療を認める場合

a　特定の医師等を指定し、自費による診療を申し出たとき。

b　金の入れ歯等通常の診療に必要な程度を超える特殊な治療のとき。

(ｲ)　指名医による診療を認めない場合

a　指名医に診療させることによって、逃走、自傷、他害、罪証隠滅等のおそれがあると認められるとき。

b　既に嘱託医師による診療を受けさせているなど、特に被留置者が指定する医師等に診療させる必要が認められないとき。

エ　被留置者への投薬は、留置担当官の面前で行い、隠匿されることのないよう注意すること。

オ　留置開始時に所持していた医薬品は、生命維持等のため特に必要と認められる場合を除き、使用させないこと。また、医薬品の差入れがあった場合は、生命維持等のため特に必要と認められる場合を除き、差入人に引取りを求めること。

カ　被留置者が死亡した場合には、その状況、死因及び遺体の搬送先について関係簿冊に記録すること。死亡した被留置者を解剖したときは、留置主任官が捜査主任官等からその結果を聴取して、関係簿冊に記録すること。

⑿　常備薬等の備付け（第63条関係）

ア　常備薬は、あくまで応急的なものであることから、被留置者から病状の訴えを受けた場合、安易に常備薬のみを与えることのないよう十分に配意し、必要な場合には嘱託医師による治療を受けさせる、医療施設に収容させる等、その状況に応じた措置を講ずること。また、現に医師等から処方された薬を

服用している場合は、当該医師等の指導を受けてから常備薬を与えるようにすること。

イ　常備薬は、定期的に使用期限等の点検を行うこと。

⒀　処方薬の管理（第63条の２関係）

ア　処方薬は、施錠可能な保管庫に保管し、使用の都度、交付して服用させることとし、保管庫の鍵は、執務時間帯は留置主任官が、当直時間帯は当直主任が管理するものとする。

イ　処方薬の投与に当たっては、交付時における処方薬と対象被留置者の確認、服用時期、服用させる錠数等を確認すること。この場合において、服用後は確実に口腔内を点検し、交付した処方薬が確実にえん下されているかを確認すること。

ウ　処方薬の仕分け作業及び被留置者への投与に当たっては、誤投与防止のため、複数の留置担当官により実施すること。

エ　残留処方薬は、他の被留置者への交付、常備薬としての利用等をすることなく、速やかに廃棄等の処分をするものとし、残留処方薬を処分するときは、留置主任官が立会いの上確認し、その経緯を明らかにしておくこと。

オ　被留置者に対して複数の処方薬が処方された場合、医療機関や薬局等に対して、処方薬の一包化、包への氏名、服用時期等の表記を要請すること。

カ　被留置者を刑事施設に移送するに当たって、当該刑事施設から当該被留置者の残留処方薬の引継ぎを要請された場合には、残留処方薬がない場合はその旨を説明し、残留処方薬がある場合は次の事項を記載した書面を受領した上で引き継ぐこと。

(ｱ)　引き継いだ年月日

(ｲ)　引き継いだ処方薬の名称・数量

(ｳ)　引き継ぎを受けた者の役職・氏名

⒁　傷病者に対する措置（第64条関係）

ア　病院等への入院時の措置

(ｱ)　署長は、被留置者を傷病のため病院等に入院させる場合は、事前にその理由、収容場所、監視体制等について、総務部留置管理課長を経て総務部長に報告すること。ただし、急を要する場合は、収容後、速やかに報告すること。

(ｲ)　送致後の被留置者を入院させた場合は、担当の検察官等に速やかに通知すること。

(ｳ)　留置主任官は、入院中の被留置者を釈放した場合は、速やかに総務部留置管理課長を経て総務部長に報告すること。

イ　病院等における監視体制

病院等における監視は、[redacted]そのうち１人を連絡責任者に指定して、必要な事項について署長に適宜報告させること。

6　面会、物品の授受及び自弁購入（第６章関係）

⑴　面会、物品授受等の取扱い（第68条関係）

面会及び物品の授受については、被留置者の処遇の根幹をなす重要なことであるので、その取扱いに当たっては、留置担当官の判断で措置することなく、必ず留置主任官の指示を受けて措置すること。

⑵　面会等の取扱い時間（第69条関係）

ア　「留置施設の管理運営上支障がないと認めたとき」とは、面会を希望する時間帯に留置施設の管理体制を執ることができ、また、食事、入浴及び就寝時間帯と重ならないなど、被留置者の処遇等の取扱業務に支障がない場合をいう。

イ　執務時間外における面会の取扱い

(ｱ)　被留置者と弁護人等との面会の原則的な取扱い

留置担当官が交替で仮眠する時間帯以外において、弁護人等から事前に面会したい旨の連絡があった場合は、管理体制を整えてその申出に応じること。この場合において、面会を希望する時間が、被留置者の食事、入浴及び就寝準備と重なったとき、又は他の被留置者がその時間帯に面会する予定があるなど体制が執れないときは、面会に応じることができる時間を教示すること。

(ｲ)　被留置者と弁護人等以外の者との面会の取扱い

執務時間外であっても、弁護人等以外の者から、事前に面会したい旨の連絡があった場合又は特別の事情（遠隔地から来た場合、交通障害のため遅延した場合等）があり、かつ、留置施設の管理運営上支障がない場合は、面会をさせるように配慮すること。

⑶　面会の場所（第70条関係）

面会は、原則として面会室で行わせなければならない。ただし、弁護人等から面会室のない検察庁等において、いわゆる「面会接見」の申出があった場合は、総務部留置管理課長と協議すること。

なお、協議の結果、面会させる場合には、弁護人等に戒護の必要性から立会いを付すことを説明し、了承させた上で行うこと。

⑷　弁護人等との面会等（第71条関係）

ア　弁護人等の身元確認

留置主任官は、弁護人等から面会等の申出があった場合は、弁護士の資格を確認することができるもの（記章又は資格身分を証するもの）の提示を求めて確認すること。この場合において、身元確認は必要最小限度にとどめること。また、弁護人等が外国人被留置者との面会に際し、通訳人を同行した場合には、通訳人の身元を確認し、被留置者面会簿に記載しておくこと。

イ　面会等の指定に関する通知の確認等

(ｱ)　面会などの指定に関する通知があった場合には、後日紛議を防ぐ観点から被留置者面会簿に記載しておくこと。

(ｲ)　留置主任官は、弁護人等が被留置者に面会に来たときは、検察官又は捜査

主任官から通知の有無を確認すること。

(ｳ) 面会等の指定に関する通知書が発せられている場合の措置

面会等の指定に関する通知書（以下「通知書」という。）が発せられている場合で、弁護人等が指定書を持参しているときは、その指定書の内容に従って面会を行わせること。また、指定書を持参していない場合は、弁護人等に対し検察官から通知書等による直接依頼があった旨を申し向け、電話等で検察官に連絡すること。

(ｴ) 通知書が発せられていない場合の措置

通知書が発せられていない場合には、留置主任官は、留置施設の管理運営上の支障の有無を判断して、面会の機会を与えること。

なお、弁護人等が通知書が発せられていないにもかかわらず、被留置者への面会に訪れた場合において、検察官に連絡を行うことは、接見妨害との非難を受けるおそれがあるので十分注意すること。

ウ 勾留後の被留置者に対し刑訴法第81条に規定する接見等禁止決定が付されている場合は、当該被留置者と弁護人等以外の者との接見に関する決定であるので、接見等禁止決定が付されているため検察官に連絡する旨の発言は絶対に行わないこと。

エ 弁護人等の面会時間は、刑訴法第39条第３項の規定により、面会指定をされている場合以外は、原則として制限しないこと。

オ 被留置者が弁護人等と面会する際は、その終了を直ちに把握するため[redacted]ほか、弁護人等に面会証を貸与するなどの措置を執り、面会終了の把握に漏れがないようにすること。

(5) 弁護人等以外の者との面会（第72条関係）

弁護人等以外の者との面会は、次の事項に留意し、原則として執務時間内に行わせ、被留置者１人当たり、１日に１回とするが、特に署長が必要と認めた場合は、これ以上行わせることができる。また、面会の時間は、１回当たり15分から30分までの間とし、面会者数は１回につき３人までとする。ただし、面会者が遠隔地から来訪した場合等は、この限りでない。

ア 勾留前の被留置者との面会

留置主任官は、捜査主任官に捜査上の支障がないことを確認し、かつ、留置施設の管理運営上の支障がないと認めるときは、被留置者に対し面会の意思を確認した上で面会をさせること。

イ 勾留後の被留置者との面会

被留置者と弁護人等以外の者との面会を行わせる場合は、接見等禁止決定の有無を確認し、接見等禁止決定が付されている場合は、面会を認めてはならない。また、接見等禁止決定が付されていない場合で、留置施設の管理運営上の支障がないと認めるときには、被留置者に対し面会の意思を確認した上で、速やかに面会を行わせること。

なお、取調べ、護送等で留置施設の管理運営上支障がある場合は、面会申出者にその事情を説明すること。

(6) 面会者の遵守事項（第73条関係）

面会者に対する遵守事項の告知は、面会上の注意事項を事前に周知させることにより、逃亡の手助け、罪証隠滅の防止並びに留置施設の規律及び秩序の維持を図ろうとするものであり、告知の方法は口頭又は文書で行い、その趣旨を面会者に対し十分に理解させること。

(7) 面会の立会等（第74条関係）

ア 弁護人等以外の者との面会の立会いは、留置担当官が面会室の被留置者側に位置し、逃亡の手助け、通謀又は危険物等の授受がないように留意すること。

イ 立会いを行った留置担当官は、被留置者面会簿に必要事項を記載すること。

(8) 差入れ及び自弁購入（第75条関係）

ア 「留置施設の管理運営上支障ある物品」とは、次に掲げるようなものである。

(ｱ) 構造上又は材質上、その使用方法によっては、自傷又は他害のおそれのあるガラス製品、安全カミソリ、ひも類等の危険物

(ｲ) 飲食に際し、特別な加工を要するような食料品及び飲料

(ｳ) 数量又は分量が多量であるため、適正な管理に支障が生ずるおそれのある物品

(ｴ) 使用することで保健衛生上支障が生ずるおそれのある清潔でない衣類

(ｵ) 保管に不都合な物品。ただし、書籍類等は、勾留後配達可能な指定業者に発注する場合に限り、被留置者１人当たり、新聞紙は１日１紙まで、書籍類は１週間に１回３冊までで、被留置者の個人ロッカーに保管できる分量の購入を認めるものとする。

なお、書籍類は、一般に市販され、指定業者が取り扱う書籍類に限るほか、既読の書籍類は宅下げ又は廃棄を指導すること。

イ 第４項の「特別の事情がある場合」とは、次に掲げる場合をいう。

(ｱ) 被留置者の健康上の理由があるとき。

(ｲ) 業者が指定を辞退したとき。

(ｳ) 休業等により、指定業者を通じて行わせることが困難であるとき。

(ｴ) 他の業者を指定して糧食の自弁購入を認めるのが相当であるとき。

ウ 差入れは、被留置者１人当たり１日２回以内とし、１回当たりでは、着替え（肌着を含む。）３日分、書籍類３冊、日用品類及び現金３万円以内とする。ただし、物品に関しては、[redacted]危険物等の隠匿がないことを確認した上で認めることとし、検査が著しく困難な物は認めないものとする。また、原則として宅配による差入れは認めないものとし、やむを得ない事情があり、かつ、差出人が確認され、検査が可能な場合は宅配による差入れを認めることができる。

なお、糧食の差入れは、内容物の検査が困難であることから、差入者に対し、

指定業者を通じて自弁購入できることを説明すること。

エ　糧食の自弁購入

糧食の自弁購入は、配達可能な指定業者がある場合に限り、指定業者の取扱品目の中から原則として１品目のみの自弁購入とさせ、官給糧食とともに摂取させること。ただし、自弁購入ができる糧食は、弁当、丼物又は麺類とし、申込みは原則として勾留後とする。

オ　菓子類及び飲料の自弁購入

菓子類（あめ、チョコレート、菓子パン及びスナック菓子をいう。以下同じ。）及びジュース等の飲料については、配達可能な指定業者がある場合に限り自弁購入を認めるものとするが、カップ麺類、果物類及びサンドイッチ類は自弁購入を認めない。また、ジュース等の飲料の自弁購入は、１日に３本以内で、かつ、紙パック入り（500ミリリットル以内の容器）を原則とし、菓子類の摂取は、原則として昼食時から夕食時間帯までの間とするが、留置施設の管理運営上必要と認めるときは、摂取時間を指定することができる。

なお、菓子類及びジュース等の飲料の自弁購入の申込みは、勾留後、１週間に２回以内とする。この場合において、購入品目をあらかじめ指定し、１回に購入できる金額はおおむね２千円までとする。

カ　食料品及び飲料の自弁購入の条件

食料品及び飲料は、消費期限又は賞味期限が切れた時点で廃棄することをあらかじめ同意した場合にのみ自弁購入を認めるものとする。

キ　日用品類の自弁購入

日用品類の自弁購入は、留置施設における被留置者の物品の適正な管理に支障が生じるおそれがあるので、衣類、書籍類等、便箋、ノート、はがき、洗剤、石けん、歯ブラシ、歯磨き粉、タオル、化粧品等の必要最小限の数量とすること。また、電気カミソリの自弁使用は認めることとする。

(9)　不適当な差入物品の措置（第76条関係）

ア　「留置施設の管理運営上不適当な差入物品」とは、次に掲げるものである。

(ｱ)　捜査上又は留置施設の管理運営上支障があるもの

[redacted]

(ｲ)　被留置者が日常使用する物で、殺傷、逃亡その他危険な行為に用いられるおそれのあるもの

[redacted]

(ｳ) 保健衛生上有害と認められる腐敗又は変質しやすい飲食物

イ 特殊な物品の取扱い

寝具類の差入れは、保管場所があり、かつ、留置施設の管理運営上支障がない場合にのみ認めること。ただし、布団等の寝具類には凶器等が隠匿されやすいので、[redacted]十分な検査を行うこと。

ウ 検査が困難な物品の取扱い

歯磨き粉、化粧品等内容物の確認ができない物品については、差入れを認めないこととし、指定業者から自弁購入できることを説明すること。また、原則として宅配による差入れは認めない。ただし、やむを得ない事情があり、かつ、差出人が確認され、検査が可能な場合は、宅配による差入れを認めることができる。

エ 検査の難しい物品の取扱いに当たっての配意事項

(ｱ) 差入物を受理しない場合には、差入者に対してその理由をよく説明し、紛議を起こさないようにすること。

(ｲ) 留置施設内でハンドクリーム類を使用させる場合には、容器ごと被留置者に手渡すことを避け、必要とする量を留置担当官の面前で指先に取らせるなどの方法で使用させ、容器は直ちに収納すること。

7 図書等の閲覧及び信書の取扱い（第７章関係）

(1) 図書等の閲覧（第78条関係）

ア 図書等の閲覧は、被留置者の日常生活の大きな部分を占める自由時間の活用のため、重要な手段であることから、最大限保障する必要があるので、図書等の検査に当たっては十分配意すること。

イ 図書等の閲覧の制限は、拘禁目的等を達成するために必要最小限度にとどめなければならない。したがって、これを制限するには、当該図書等の閲覧を許可することによって、拘禁目的又は留置施設の規律及び秩序が害される一般的かつ抽象的なおそれがあるというだけでは足りないので、図書等の閲覧の許可の要否を決定する場合は、個々具体的な事例に即して、当該図書等の内容、被留置者の性格、行状、精神状況、留置施設の管理運営状況及び留置施設の保安状況を総合的に考慮した上で、相当程度の蓋然性を慎重に判断すること。

ウ 被留置者から図書等の閲覧の申出があった場合において、許可要件に該当しない可能性の高いものの主な例示は、次に掲げるとおりである。

[redacted]

■ ■■■

一部が不許可事由に該当するか否かを検討すること。

なお、「不許可事由に該当する」とは、当該信書の一部又は全部が次の事由に該当するため、拘禁目的を害し、又は留置施設の規律及び秩序を害する結果を生じるおそれがある場合をいう。

(ｱ) 暗号の使用その他の理由によって、その内容を理解することができないものであるとき。

(ｲ) 発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。

(ｳ) 発受によって、留置施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

(ｴ) 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。

(ｵ) 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。

(ｶ) 発受によって、罪証隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき。

(ｷ) 発受によって、その改善更生に支障を生ずるおそれがあるとき。

キ 検討の結果、発受を許可しなかった場合又は信書の一部を削除若しくは抹消した上で発受を許可した場合は、当該措置を執った理由等を被留置者信書発受簿に記載しておくこと。

ク 信書の発受を許可しなかった場合は、信書の発受を許可しなかった旨及びその理由を当該被留置者に告知すること。

ケ 検査の結果、信書の一部を削除又は抹消した上で許可する場合は、後日、紛議とならないよう被留置者からあらかじめ同意書を徴しておくこと。

(5) 時事の報道に接する機会の付与（第82条関係）

ア 被留置者のラジオによる放送聴取は、次により行うものとする。

(ｱ) 被留置者に聴取させるラジオによる放送は、原則としてニュース又は音楽の番組とする。

(ｲ) ラジオによる放送を聴取させる時間は、毎日昼食時及び夕食時とする。

(ｳ) ラジオによる放送の聴取は、ニュース又は音楽の番組を一旦記録媒体に録音後、次に掲げる部分を消去した上で、当該記録媒体を再生させることによって聴取させること。

a 被留置者に係る犯罪事件に関する事項を報道した部分

b 拘禁目的に反するおそれのある部分

c 留置施設の規律及び秩序を害するおそれのある部分

イ 新聞紙の閲覧は、閲覧を希望する被留置者に対し通常、就寝時間帯以外の時間帯に行わせるものとする。

8 不服申立て（第８章関係）

被留置者の不服申立ては、法第２編第３章第11節（第229条から第235条まで）に規定されているところであるが、被留置者の処遇の適否は被留置者の人権に影響を

及ぼすおそれがあるので、その取扱いにはより慎重を期し、被留置者から処遇に関する不服申立てがあった場合は、的確かつ迅速に処理すること。

なお、本部長に対する審査の申請及び事実の申告の場合は、審査庁は本部長を、処分庁は署長をいい、公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告の場合は、審査庁は公安委員会を、処分庁は本部長をいうものである。

(1) 審査の申請及び再審査の申請（第１節関係）

法第229条の規定による本部長に対する審査の申請及び法第230条の規定による公安委員会に対する再審査の申請（以下「審査等の申請」という。）の手続は、法の規定のほか、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定が準用されるので、次により取り扱うこと。

ア 審査等の申請は、これを行う者自らが行わなければならない。

イ 審査等の申請が行える期間

(ｱ) 審査等の申請は、署長の措置の告知があった日又は審査等の申請についての裁決の告知があった日の翌日から30日以内に行わなければならないが、天災その他30日以内に審査等の申請を行わなかったことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して１週間以内に限り、審査等の申請を行うことができる。

(ｲ) 審査等の申請書を郵便又は信書便で提出した場合における審査等の申請期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

ウ 審査等の申請書には、次の事項を記載等しなければならない。

(ｱ) 審査等を申請する者（以下「申請人」という。）の氏名及び年齢並びに住所（受刑者にあっては、収容されている警察留置施設の名称）。ただし、申請人が法人その他の社団又は財団であるときは、その代表者又は管理人の氏名及び住所

(ｲ) 審査等の申請に係る処分

(ｳ) 審査等の申請に係る処分があったことを知った年月日

(ｴ) 審査等の申請の趣旨及び理由

(ｵ) 処分庁の教示の有無及びその内容

(ｶ) 審査等の申請の年月日

エ 誤った教示を行った場合の措置

(ｱ) 審査等の申請をすることができる処分に関し処分庁が誤って審査庁でない行政庁を審査庁として教示した場合において、その教示された行政庁に書面で審査等を申請されたときは、当該行政庁は、速やかに申請書の正本を審査庁に送付し、かつ、その旨を申請人に通知しなければならない。

(ｲ) 審査等の申請書の正本が審査庁に送付されたときは、始めから審査庁に審査等の申請がされたものとみなす。

(ｳ) 処分庁が誤って法定の期間よりも長い期間を審査等の申請期間として教示した場合において、その教示された期間内に審査等を申請されたときは、当

該申請は、期間内になされたものとみなす。

オ　補正の命令

審査等の申請が不適法であって補正することができるものであるときは、審査庁は、相当の期間を定めて、その補正を命じなければならない。

カ　処分の効力の停止等

(ｱ)　審査等の申請は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げないものである。

(ｲ)　審査庁は、必要があると認めるときは、職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置（以下「執行停止」という。）をすることができる。

(ｳ)　処分の効力の停止は、処分の効力の停止以外の措置によって目的を達することができるときは、これを行うことができない。

(ｴ)　執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼし、若しくは処分の執行若しくは手続の続行を不可能とすることが明らかとなったとき、又はその他事情が変更したときは、審査庁は、その執行停止を取り消すことができる。

キ　手続の併合又は分離

審査庁は、必要があると認めるときは、数個の申請を併合し、又は併合された申請を分離することができる。

ク　地位の継承

(ｱ)　申請人が死亡したときは、相続人は申請人の地位を承継する。

(ｲ)　申請人の地位を承継した相続人は、書面でその旨を審査庁に届け出なければならない。この場合において、届出書には、死亡による権利の承継を証する書面を添付しなければならない。

(ｳ)　前記(ｲ)の規定による届出がされるまでの間において、死亡により審査の申請人の地位を承継した相続人に到達したときは、当該相続人に対する通知その他の行為としての効力を有する。

(ｴ)　申請人の地位を承継した相続人が２人以上あるときは、その１人に対する通知その他の行為は、全員に対してなされたものとみなす。

(ｵ)　申請人の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、審査庁の許可を得て、申請人の地位を承継することができる。

ケ　申請の取下げ

(ｱ)　申請人は、裁決があるまでは、いつでも審査等の申請を取り下げることができる。

(ｲ)　審査等の申請の取下げは、書面により行わなければならない。

(2)　事実の申告（第２節関係）

法第231条の規定による本部長に対する事実の申告及び第232条の規定による公安委員会に対する事実の申告（以下これらを「事実の申告」という。）の手続は、

法の規定のほか、行政不服審査法の規定が準用されるので、次により取り扱うこと。

ア　事実の申告は、これを行う者が自ら行わなければならない。

イ　事実の申告が行える期間

(ｱ)　事実の申告は、その申告に係る事実があった日又は通知を受理した日の翌日から30日以内に行わなければならないが、天災その他30日以内に事実の申告を行わなかったことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して１週間以内に限り、事実の申告を行うことができる。

(ｲ)　事実の申告の申告書を郵便又は信書便で提出した場合における事実の申告期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

ウ　誤った教示をした場合の措置

(ｱ)　事実の申告につき、処分庁が誤って審査庁でない行政庁を審査庁として教示した場合において、その教示された行政庁に書面で当該申告がなされたときは、当該行政庁は、速やかに申告書の正本を審査庁に送付し、かつ、その旨を申告した被留置者（以下「申告人」という。）に通知しなければならない。

(ｲ)　申告書の正本が審査庁に送付されたときは、始めから審査庁に事実の申告がされたものとみなす。

(ｳ)　処分庁が誤って法定の期間よりも長い期間を申告期間として教示した場合において、その教示された期間内に申告がなされたときは、当該申告は、法定の事実の申告期間内になされたものとみなす。

エ　補正の命令

事実の申告が不適法であって補正することができるものであるときは、審査庁は、相当の期間を定めて、その補正を命じなければならない。

オ　手続の併合又は分離

審査庁は、必要があると認めるときは、数個の事実の申告を併合し、又は併合された数個の事実の申告を分離することができる。

カ　申告の取下げ

(ｱ)　申告人は、通知があるまでは、いつでも事実の申告を取り下げることができる。

(ｲ)　事実の申告の取下げは、書面で行わなければならない。

(3)　苦情の申出（第３節関係）

本部長、監査官又は署長に対する苦情の申出に対しては、法第233条から第235条までの規定により取り扱うほか、次により取り扱うこととする。

ア　留置担当官は、被留置者から処遇についての苦情の申出を受けたときは、直ちに留置主任官を通じて署長に報告すること。

イ　署長は、苦情について速やかに調査を行い、誠実に処理すること。

ウ　処理結果は、被留置者本人に告知すること。

エ　留置主任官又は留置担当官は、前記アからウまでの規定の内容を被留置者名簿等に詳細に記録しておくものとする。

オ　取調べ時における暴行、脅迫、強要、誘導、利益誘導等の処遇についての苦情以外の申出があった場合は、前記イの規定に準じて措置すること。

⑷　不服申立ての処理に当たっての留意事項

ア　審査等の申請、事実の申告又は苦情の申出がなされたときには、法の規定に従って必要な調査を実施し、迅速かつ適正な処理を行うほか、関連資料を保管するなど、その経過を記録化しておくこと。

イ　不服申立てに係る本部長の権限に属する事務は、総務部留置管理課長等に委任された留置業務管理者の権限に属する事務に係る職務執行について審査するという不服申立ての趣旨に鑑み、専決で処理することのないようにするとともに、職権による調査等を活用するなどして、十分な審査を行うこととする。

ウ　審査等の申請、事実の申告及び苦情の申出がなされたときには、その内容及び処理結果について、随時、公安委員会に報告するものとする。

エ　被留置者の処遇に関しては、警察法（昭和29年法律第162号）第79条の規定による苦情の申出等の法の規定による不服申立て以外の不服申立てがなされた場合には、当該不服申立ての根拠となっている法令で定める手続に従って処理すること。